

# 令和5年度 アートプロジェクト支援事業助成金 募集案内

## 1 助成金の趣旨

アートプロジェクト支援事業助成金は、本県の地域文化の発信や新たな地域文化の創造、地域課題の解決に寄与することを目的に、県内を活動の本拠地として県内各地でアートを活用したまちづくりを行う団体等を支援するものです。

## 2 助成金の概要

### (1) 対象者

福井県内を活動の本拠地として県内各地で活動する団体を対象とします。

ただし、市町（ただし、複数の団体からなる実行委員会等の形式で実施し、構成員として市町を含む場合は対象となります。）、宗教活動や政治活動を目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制下にある団体は助成の対象となりません。

### (2) 対象事業の内容、助成率、助成金の額

助成金の対象は、すべて県内で実施する事業で、次の3つの事業区分のいずれかに該当するものとし、特に、新たな取り組みや展開が見込まれる事業を優先的に対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する事業は助成の対象となりません。

- ・ 団体の通常活動として行う公演、発表、講習会等で地域との関わりが少ない事業
- ・ 既に企画制作されたパッケージを購入した展示・公演
- ・ 商品や作品の販売活動を主目的とするものなど、営利を主たる目的とした事業

助成金の額は、下記（3）の助成対象経費から国・地方公共団体からの補助金・負担金の額を除いた金額に次の事業ごとに設定する助成率を乗じて算出した金額（千円未満切捨て）とし、次の事業ごとに設定する助成限度額を上限として予算の範囲内で決定します。

※なお、福井県の他の補助金と重複して助成を受けることはできません。

## ア プロジェクト支援事業

地域の文化資源を積極的に活用して実施する地域の魅力向上や地域課題解決に寄与する事業で、広く県内外に地域の魅力を発信し、他地域のモデルとなることが期待される新たなアートプロジェクトで、下記の要件をすべて満たす事業

### 〈要件〉

- ・ 地域の歴史、伝統芸能、風俗、慣習や美術、音楽など地域の文化資源を活用した内容であり、観光・ものづくり・教育等様々な分野と芸術文化が協働する取組であること
- ・ 新たな関係人口創出の拠点となるなど、地域を代表するアートプロジェクトとなることが期待されること
- ・ 多くの地域住民、団体等が関わる内容であること
- ・ 将来的ビジョンに向けて、発展的で実現可能な活動計画が設定されていること  
(計画期間は3～5年とし、助成の決定を受けた団体は、その翌年度以降も所定の審査を経て最長5年間の助成を受けることができます。なお、計画期間には準備期間を含めることができますが、その場合の準備期間は2年間までとします。)

〈助成率〉 3分の2以内

〈助成限度額〉 500万円/年

(ただし、3～5年の計画期間全体で1500万円以内)

## イ 地域の魅力向上支援事業

地域に根ざし、地域の魅力向上に寄与する継続的な芸術文化事業であって、下記の要件をすべて満たす事業

〈要件〉

- ・ 地域の文化資源を活用していること
- ・ 本県の誇れる芸術文化活動として積極的に広く発信する内容であること
- ・ 実施体制が確立し、継続・発展が見込めるもの

〈助成率〉 2分の1以内      〈助成限度額〉 100万円/年

**ウ スタートアップ支援事業**

本格実施に向けて**試行的に実施する**芸術文化事業で、下記の要件をすべて満たす事業

〈要件〉

- ・ 地域の文化資源を活用していること
  - ・ 将来的ビジョンを有すること
  - ・ 本格実施に向けた実施体制の想定があること
- (助成の決定を受けた事業は、翌年度以降に、「ア プロジェクト支援事業」または「イ 地域の魅力向上支援事業」として申請することも可能です。)

〈助成率〉 2分の1以内      〈助成限度額〉 30万円/年

(3) 助成対象経費

助成対象経費は、次のとおりとします。

事業に要する経費

項目	内容
企画制作費	企画制作費、作品借料 等
文芸・音楽費	著作権使用料、脚本料、演出料、振付料、作曲料、作詞料、編曲料、調律料、楽器借料、楽譜借料 等
会場・舞台費	会場使用料(付帯設備費含む。)、会場設営費、音響照明費、大道具・小道具費、衣装費、道具・楽器運搬費 等
印刷・宣伝費	チラシ・ポスター・入場券・プログラム・図録印刷費(無料配布分)、広告宣伝費、看板制作費 等
通信・運搬費	案内・DM送付料、郵便代、切手代、宅配便代、運送料 等
旅費	出演者・講師等の交通費、宿泊費 等
出演料・謝金	指揮料、演奏料、出演料、司会料、講師謝金、会場整理等スタッフ謝金(対象事業のための臨時的なものに限る) 等
事務費	消耗品費、録音・録画・写真記録費、催事保険料 等
※注意事項	次の経費については、助成対象外経費になります。なお、助成対象経費であっても、社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成の対象外となります。 (1) 飲食費、交際費、タクシー料金、手土産代 (2) コンクール、公募展に係る賞金、賞品代(盾やトロフィー以外)、記念品代 (3) 有料で配布する図録等の印刷費 (4) 航空・列車の特別料金(グリーン車、ファーストクラス等) (5) 申請団体構成員にかかる経費(出演・出品料、謝礼、旅費 等) (6) 事業が終了しても団体に残るもの(備品、楽器等) (7) 事務機器・事務用品(助成事業以外で使用するもの) (8) 団体運営のための経常的経費 (9) 入場券販売手数料、支払振込手数料および印紙代

### 3 対象事業の選定

#### (1) 審査方法

##### ア プロジェクト支援事業

4月中旬に開催する審査会および提出された書類をもとに活動内容、事業実施の実現性、期待される効果等を審査し、選定します。審査会では10分程度の事業説明と質疑応答の場を設けますので、ご出席をお願いします。審査会の日時・場所等詳細は別途応募者にお知らせします。

##### イ 地域の魅力向上支援事業 および ウ スタートアップ支援事業

提出された書類をもとに活動内容、事業実施の実現性、期待される効果等を審査し、選定します。

※いずれの場合も、事業の継続や安定した運営のために、入場料収入や協賛金、寄附金収入、国や地方公共団体からの補助金や助成金など、本助成金以外の財源を得る努力をしているかどうか判断の一つとさせていただきます。

#### (2) 選定結果

- ・助成金の額は、県の本事業予算の範囲内で決定されるものであるとともに、応募書類に基づく審査結果が助成金の額に反映されるため、応募された金額の全額を満たすとは限りません。
- ・選定結果は文書にて、令和5年4月末から5月上旬（予定）に通知します。審査の経過、結果についての問合せには応じられませんので予めご了承ください。
- ・事業内容等について、審査の結果、条件付きの内定となった場合、事務局との協議のうえ、必要な変更を反映してその後の申請を行ってください。

### 4 助成金の支給対象となる事業の実施期間

支給決定の日から令和6年2月29日（木）まで

※事業実施および支払等すべての手続きを期間内に完了してください。

### 5 応募手続きについて

#### (1) 募集期間

令和5年3月7日（火）～令和5年4月5日（水）（必着）

#### (2) 提出書類

メールまたは郵送で、下記書類を送付してください。

ア 事業実施計画書（別紙様式1）※応募する区分によって一部記入欄が異なりますので、ご注意ください。

イ 収支予算書（別紙様式3）

ウ 団体概要調（別紙様式2）

エ 団体規約および役員名簿

オ その他参考となる書類、資料、過去の実績等のわかる新聞・雑誌の記事 等

各種様式については、福井県HPからダウンロードできます。

福井県HPアドレス：[https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/bunka\\_support.html](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/bunka_support.html)

#### (3) 提出部数

1部（提出された書類は返却しません。）

#### (4) 応募書類提出先

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課 文化振興グループ

（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

（TEL）0776-20-0582 （FAX）0776-20-0661

（E-mail）[bunka@pref.fukui.lg.jp](mailto:bunka@pref.fukui.lg.jp)

## 6 内定後の手続きについて

### (1) 内定～支給決定まで

- ・内定団体には（公財）福井県文化振興事業団（以下「事業団」）から助成金支給マニュアルおよびその後の申請に必要な様式を送付します。内定以降の手続きについては、事業団が窓口となりますので、内定団体は事業団が指定する期日までに、支給申請書を提出してください。
- ・対象事業の実施は、原則として支給決定通知後となります。ただし、事前着手届を提出することで、内定日以降の事業を対象とすることが可能です。

#### ※事務手続きの流れ

応募書提出（応募者） → 審査会等で審査（県） → 内定通知発行（県） →  
支給申請書提出（応募者） → 支給決定通知発行（事業団） → 事業実施（応募者）

### (2) 支給決定以降

- ・事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は速やかに事業団へ報告してください。
- ・事業完了時には実績報告書と併せて支払関係書類（領収書等）の提出が必要です。忘れずに保管してください。また、事業期間途中でも実施状況の報告を求める場合があります。
- ・助成対象となった事業については、当該事業に関する帳簿および収入支出に関する証拠書類を助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。なお、不適切な会計処理が明らかになった場合には、既に支給した助成金の返還を命ずることがありますので適切な事業実施に努めてください。

## 7 事業名等の明記について

採択された団体は、助成事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に「本事業は福井県および（公財）福井県文化振興事業団が実施する令和5年度福井県アートプロジェクト支援事業助成金による支援を受けています」と必ず表示してください。

## 8 その他の支援

### (1) 「芸術文化活動に関する相談窓口」および「芸術文化アドバイザー」について

事業団内に、県内の芸術文化活動者を対象とした無料相談窓口を設置しています。また、各分野の専門家に「芸術文化アドバイザー」の職を委嘱し、各事業への助言を行っています。（詳細につきましては、「ハーモニーホールふくい」のホームページをご覧ください。）

助成対象となった団体はこれらの制度を積極的に活用しながら、事業を実施してください。また、対象事業の進捗等についても随時確認させていただきます。

### (2) 事務局による情報発信

助成対象となった事業については、県や事業団のホームページ・SNS等にて、情報発信させていただきます。事業実施時の取材や写真素材の提供にご協力ください。

### (3) 活動者向け研修会・交流会の実施

県内の芸術文化活動者を対象とした各種研修会や、活動者間の相互交流を図るための交流会を年に数回程度開催しますので、積極的な参加をお願いします。